

第25回地域密着型サービス運営委員会の議事概要（案）

1. 開催日時 平成26年9月11日（木）14:00～15:00

2. 開催場所 神戸市医師会館 中会議室

3. 議 題

神戸市地域密着型サービス事業所の整備及び指定について 【審議】

小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算における判定方法等の改正について 【審議】

介護サービス事業にかかる指定基準条例の改正について 【報告】

平成26年度 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の選考結果について 【報告】

4. 委員出席状況

9名出席，3名欠席

5. 議事及び主な意見

（1）神戸市地域密着型サービス事業所の整備及び指定について【審議】

○地域密着型サービス事業者の整備・指定状況について、10月1日指定予定の2事業所の概要等を説明し、意見をいただいた。

《P.4～6》

- ・質問) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の家賃が高くないか。月15万円くらいかってくるようだが。また、敷金は家賃の何倍かの範囲内であれば徴収しても良かったか。

回答) 敷金は、家賃の未納時や、退居時の現状復旧（修繕等）等に充てるため、利用者から予め預かっている。原則的には利用者に全額返還するものである。それらは老人福祉法の規則で定められており、家賃の6か月以内の額で設定するようにとの制限がある。今回の案件はその範囲内で納まっているので問題ないと判断している。

- ・質問) 今回、廃止した事業所（認知症対応型通所介護）を利用していた利用者はどうなるのか。

回答) 廃止届は、廃止の1ヶ月前までに届け出なければならない。その間に、事業所の責任で利用者の次の移行先（他事業所）を見つけてもらうようになっている。

- ・質問) 当該事業所の廃止理由は何か。

回答) グループホーム開設後3年以上経過すると、当該事業所の3名までを、認知症対応型通所介護に受け入れることができるが、利用率が伸びずに廃止に至ったと伺っている。

- ・質問) グループホームの夜勤の時間帯が、16:30～9:30までとなっているが長くないか。

回答) この事業所は2ユニットある。夜勤職員の配置として、1ユニットにつき1名なので2名体制となっている。

(2) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算における判定方法等の改正について【審議】

○小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（Ⅱ）の判定方法（算定基準）を見直すことについて意見をいただいた。

《P. 17～22》

- ・質問)「神戸市小規模多機能型居宅介護事業所連絡会」が主催する会議や研修の参加実績の平均回数はどれくらいか。
回答)平均4～5回程度かと思われるが、事業所ごとの運営体制によっても異なる。例えば、新設した事業所は、会議や研修に人員を排出する体制が整っていないため、毎回、参加することが難しい。まずは、市基準として半年間に2回以上の参加だったものを3回以上に変更したいと考えている。もちろん他の状況をみながら回数を増やすことも検討していく。
- ・質問)1回の開催は何時間くらい実施されているのか。また、誰が出席しているのか。
回答)半日くらいで、勉強会や施設見学などが行われており、事業所の持ち回りで実施されている。出席者は基本的に管理者であるが、ケアマネージャーが参加している事業所もある。
- ・質問)実施することで事業所にどのような効果が得られているのか。
回答)管理者間で困難ケースへの対応について話し合ったり、他事業所の運営推進会議に知見を有する者として出席するなど、有意義なものとなっている。また、「神戸市小規模多機能型居宅介護事業所連絡会」には市職員も同席しているため、内容についてはきちんと実施されていることが確認できている。
- ・質問)他都市の小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算算定基準は分かるのか。
回答)他都市の算定基準等は把握していない。
- ・質問)(参考様式16)は判定方法の改正に伴い新たに導入する様式か。
回答)はい。(参考様式16)は、会議や研修等の参加実績を報告するための様式である。また、「神戸市小規模多機能型居宅介護事業所連絡会」主催の研修を受けて実施した事業所内研修の概要を添付して提出していただく予定である。
- ・質問)算定基準の「地域住民主催の行事に参加することができる仕組みを設けている(1月1回以上地域住民と交流する行事の開催や参加など)」とはどのようなものか。
回答)事業所内で映画上映会を開催したり、地域行事のお祭りなどに参加したり、お茶会などを開いて地域住民の方に来てもらったり様々である。
- ・質問)地域住民との交流は、事業所内のスペースで実施しないといけないのか。
回答)事業所内でないといけないわけではないが、施設整備の観点からいうと、施設の選考基準に地域交流スペースがあるかないかは重要なファクターとなっているので、大半の事業所がこれらのスペースを設けられている。
- ・質問)屋外に設けられている事業所もあったと思うが。
回答)屋外に地域交流スペースを設けられている事業所があったかは認識していないが、基準としては、出入りしやすい出入口を設けていることであるため、オープンスペースが必ずしもだめというわけではない。
- ・質問)独自加算ⅠとⅡの両方を算定されている事業所はあるのか。また、その場合二つの加算の積み重ねで上限1000単位までということか。
回答)基本的にはほとんどの事業所が両方算定されている。その通りである。
- ・意見)小規模多機能型居宅介護は、在宅が使える大きな制度だと思うが、なかなか広がらず、全国的に事業所の運営も非常に厳しいと聞いている。撤退しようとしている事業所もある中で、市の独自加算の制度は無くさないで欲しいと思う。ただし、算定基準である地域交流は地域密着型サービス事業の一番の役割になるため必須事項だと思う。

(3) 介護サービス事業にかかる指定基準条例の改正について【報告】

○介護サービス事業にかかる指定基準条例の改正案について、事務局より報告した。

《P. 23》

- ・質問) 厚生労働省の中間報告では、介護福祉士の資格取得のルート（実務経験・養成施設・福祉系高校）によって制度改正にばらつきがあり、いっせいに資格取得が変更されるものではない。資格取得ルートのいつ時点の改正に合わせて条例を施行するのか。

回答) 現在のところ詳細は分からないが、市条例の施行は、介護福祉士の資格取得方法の改正が施行された翌年の4月1日から施行することとしている。

- ・質問) なぜ、「夜勤職員の配置に関する基準」の施行日を遅らせる必要があるのか。

回答) 介護福祉士等のたん吸引ができる有資格者が少ないのが現状である。介護福祉士の資格取得方法の見直しが延期された場合、たん吸引等の教育を受けた介護福祉士が輩出される時期が遅れるため、また、兵庫県で実施している研修受講者数がなかなか拡大できていないため、予定どおりに条例を施行しても現場での有資格者の人員確保が困難である以上は、実態に即しておらず配置を義務付けることが難しいと判断したからである。

- ・質問) たん吸引が必要な方はどれくらいいるのか。

回答) この基準は、あくまでも定期的なたん吸引が必要な利用者がある施設については、有資格者を夜勤に配置しなければいけないというものであるため、実際にはそのような状態の利用者を受け入れている施設は少ないと思われる。

(4) 平成 26 年度 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の選考結果について【報告】

○平成 26 年度 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の公募を 2 地区（北区・西区）で行った選考結果を、事務局より報告した。

《P. 24～25》

- ・質問) 事業所の全従業員の勤務形態は兼務なのか。

回答) オペレーター 1 名が専従で、それ以外の従業員は兼務になる。

- ・質問) オペレーターの職種は何か。

回答) 訪問介護員やケアマネージャーの有資格者である。

- ・質問) 西区からはなぜ応募がなかったのか。経営が困難だからか。

回答) 詳しい分析はこれからで、詳細は分からない。今後、西区は再公募をかける予定である。西区は他区に比べて利用者の利用率が伸びる可能性が高いとみている。なおかつ高齢化が点在しているエリアがあるため、戦略的には効果的にいけるのではないかと考えている。